

# 平成30年度研究報告書

テーマ「相続税と事業承継税制について」

公益社団法人 熱田法人会  
税 制 委 員 会

## 目 次

一、平成30年度 税制委員会研究テーマの狙い	1
二、研究実施スケジュール	1
三、研究報告	3
四、今年度研究の結論	5

## 一、平成30年度 税制委員会研究テーマについて

近年の高齢化社会の中、中小企業や小規模事業者の廃業数が増加している現状にあり、中小経営者にとって事業承継は喫緊の重要な課題となっている。

税制面では、平成21年度税制改正により事業承継税制（以下、一般措置という）が導入されたが、条件が非常に厳しいため、制度適用者が非常に少なかった。そのため、平成27年度税制改正で要件を大幅に緩和するなどが行われ、平成30年度税制改正で一般措置に比べ圧倒的に有利になる制度（以下、特例措置という）となった。

一般措置と特例措置の相違点等を検証し、どのような事業承継策を取るべきかの検討を行っていく。

## 二、研究実施スケジュール

### 1. 税制委員会研究会

#### ①平成30年4月24日

テーマ 「ヨーロッパ（フランス・ドイツ）の  
事業承継税制について」

講師 早稲田大学大学院会計研究科教授

公益財団法人全国法人会総連合 税制アドバイザー

青山 慶二 氏

#### ②平成30年11月15日・平成31年2月15日

議題 「平成30年度研究テーマのまとめ」

## 2. 研修会

①平成 30 年 8 月 28 日

テーマ 「事業承継関連支援施策について」

講師 経済産業省 中部経済産業局 産業部 中小企業課

小柳 淳也 氏

参加者 200 名

- 現行の事業承継税制と特例措置の違いや特例措置を受けるための条件・手続き方法についての説明及び事業承継を進めるための様々な支援（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律など）についての説明。

②平成 30 年 9 月 27 日

テーマ 「事業承継税制について」

講師 熱田税務署 資産課税第一部門 統括国税調査官

野村 徹 氏

参加者 133 名

- 特例措置の適用を前提とした、贈与税・相続税ごとに詳細な条件・具体的な手続き方法、その後の流れなどについての説明。  
また現行の事業承継税制と特例措置を比較。

### 三、研究報告

8月の研修会では、会場の空席がなくなるほど盛況を極め、事業承継に対する関心の深さを痛感した。

特例措置では、株式数や承継対象が拡大され、また、税金の猶予も100%に改正されるなど、大幅な改正が行われ、税制面での優遇策が際立っていることが改めて感じられる。

一方、特例措置は10年の特例措置であること、事前に特例承継計画書の提出が必要となるなど、十分な準備と長期的な計画が重要であることを認識した。

#### ○ 旧制度と改正制度の比較

条件等	一般措置	特例措置
対象株式数	最大3分の2まで	全株式
承継対象者	複数株主から一人の後継者	複数株主から最大3人の後継者
猶予割合	贈与100% 相続80%	相続・贈与とも100%
雇用維持	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	維持できなくても猶予の継続可能
売却時等の株価計算	承継時の株価評価	売却時等の株価評価
特例承継計画書	提出不要	平成30年4月1日から5年間
先代経営者からの贈与期間	期間制限なし	平成30年1月1日から10年間

また、平成 30 年 4 月 24 日に開催した税制委員を対象とした「ヨーロッパ（フランス及びドイツ）の事業承継税制」の勉強会では、講師より日本の事業承継税制が特にドイツの税制を参考に継続雇用要件を導入していること、ドイツでは 100%の優遇適用を受けるためには 7 年間人件費総額 700%維持が求められるなど、非常に厳しい要件を課した税制となっているが理解できた。

○フランス及びドイツにおける事業承継税制の概要

主な内容	フランス	ドイツ
軽減割合	75%	100% (85%)
事業継続要件	相続・贈与後 3 年以上継続	相続・贈与後 5 年間継続
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 年以上株式保持を契約でコミット契約</li> <li>・ 株式保持契約満了後も 4 年間株式保持</li> </ul>	7(5)年間の支払給与が相続等前 5 年間の 700(400)%を下回らない（年平均 100(80) %を維持）
その他	75%評価減の代わりに、5 年間事業継続すること等を要件として、30 万ユーロを課税価格から控除する制度を選択可能。	事業資産に占める管理資産※の割合が 50%を超える場合、適用不可 （管理資産：第三者利用の不動産、直接保有 25%以下の株式会社の株式等）

#### 四、今年度研究の結論

今回の研究を通じて特筆すべき点は、諸外国の事業承継税制で100%猶予制度があるドイツでも、その要件として給与水準を贈与前5年間の平均給与額を贈与等後7年間で700%維持が設けられていることである。つまり、贈与等後7年間の給与支給総額が前5年間の給与水準額の7倍以上が要件となっている点である。

我が国の税制でも、「常時使用する従業員数が5年平均で贈与又は相続等の時の80%を下回らないこと」という雇用確保要件があるが、あくまで人員でありドイツの給与支給総額要件より緩和されている。また、特例措置では、この雇用確保を満たさない場合でも、雇用確保要件を満たせない理由（経営状況の悪化等）を記載した書類を都道府県に提出することで納税猶予の取り消しを受けないこととされ、実質雇用確保要件が撤廃される制度となっている。

このように、特例措置において事業承継税制が拡充され、実質税負担を伴わない事業承継が税制上担保された。しかし、今回の改正はあくまで、10年間の特例規定であり、平成30年4月1日から5年間に特例承継計画を提出し平成30年4月1日から10年間に先代経営者からの贈与等を行う必要がある。

このため、ある程度事業の承継を検討及び準備を行っている場合は十分恩恵を受けられるが、具体的に後継者が決まっていない場合など、今後5年間で後継者を決め、承継計画を決定できるか疑問が残る。

日本の経済を支える中小企業者の技術力やノウハウが未来永劫に引き継がれるためには、安心して円滑に事業承継が行えるよう税制面からの支援が重要であり、公益社団法人熱田法人会税制委員会では、今回の改正が特例措置でなく本制度となること、承継計画等手続きの簡素化など事業承継税制のさらなる改正を求めるとともに、事業承継者が株式を譲り受ける場合は、発行額面と評価額のいずれか低い価額とするなど抜本的な改正を求めています。

#### 税制委員会研究会構成員

- |        |                |        |
|--------|----------------|--------|
| ・担当副会長 | (株) 鈴活印刷       | 鈴木 幹雄  |
| ・委員長   | 富田造園 (株)       | 富田 勘司  |
| ・副委員長  | 鈴将鋼材 (株)       | 鈴木 康司  |
| ・副委員長  | (株) 瓢屋         | 堀江 秋人  |
| ・副委員長  | 三特販売 (株)       | 林 隆博   |
| ・委員    | 岡本食品 (株)       | 岡本 喜代嗣 |
| ・委員    | (株) テラサワ       | 寺澤 正雄  |
| ・委員    | (有) 服部電気商会     | 服部 幹治  |
| ・委員    | 千年エンジニアリング (株) | 岡本 城一  |
| ・委員    | 熔接器材 (株)       | 高島 紀子  |

#### <参照>

- ・経済産業省 中小企業庁調査室「2017年版中小企業白書」
- ・経済産業省 「平成30年度経済産業関係 税制改正について」
- ・内閣府 「税制調査室会海外調査報告」